

記 録

令 和 6 年 4 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和6年4月30日（火）

記 録

令和6年4月農業委員会定例総会議事録

令和6年4月農業委員会定例総会を令和6年4月30日（火）午後4時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	7番	海野善文
8番	鈴野浅夫	9番	治田健
10番	松木親則	11番	山本恵子
12番	黒木耕作	13番	池田慶子
14番	新名浩		

欠席委員（1名）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
19番	佐藤力	20番	田代百合子
21番	河野美紀	22番	黒木博
23番	海野茂実	24番	伊東松実
25番	溝口一文	26番	黒木藤市
27番	黒木敬治	28番	黒木豊喜
29番	山口佐知男	30番	児玉克朗

事務局出席者

事務局長	北住英介	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

12番 黒木 耕作 委員

14番 新名 浩 委員

日程第2

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第23号 非農地証明願いについて

報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第16号 農地改良届について

報告第17号 取下書について

報告第18号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

報告第19号 事務局職員の異動について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

1 2 番

1 4 番

議事録

開 会 午後 4 時 0 0 分

議長 ただいまから、令和 6 年 4 月日向市農業委員会定例総会を開会します。
 日程第 1、議事録署名委員については、1 2 番黒木耕作委員、1 4 番新名浩委員を指名します。よろしくお願ひします。
 次に、日程第 2、議案審議に入ります。
 議案第 1 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 8、土地の所在は東郷町山陰、田が 1 筆で 3 4 9 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止で、売買による所有権移転です。
 申請地の隣接地に譲受人の田があり、所有権移転後は一体的に管理し、水稻を作付けされると伺っています。
 受付番号 9、土地の所在地は東郷町山陰、田が 5 筆で 6, 7 4 7 m²です。親子間の贈与による所有権移転です。
 所有権移転後は、水稻を作付けされると伺っています。
 全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
 以上 2 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 番号 8 担当の 2 4 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 4 番委員 2 4 番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号 9 担当の 1 7 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 7 番委員 1 7 番委員です。問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、他に質問等はございませんか。
 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 1 8 号については許可することに決定します。
 次に、議案第 1 9 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 2、土地の所在地は塩見、畑が 1 筆で 864 m²です。転用目的は専用住宅です。
 汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、既存道路側溝に接続して行うため、周辺農地への影響はありません。また、資金証明等も提出されていることから、一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、他に代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。
 以上 1 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 番号 2 担当の 1 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。

記 録

- 19番委員 | 19番委員です。別に問題ありません。
- 議長 | 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、他に質問等はありませんか。
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号については承認することに決定します
次に、議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 | 受付番号8、土地の所在地は幸脇、畑が1筆で277㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は産廃施設場内です。議案書に追認とありますように、既に転用済みです。昭和61年に産業廃棄物処理場を稼働し頃から、申請地は譲受人の会社の入り口を通らないと現地に行けない場所にあり、当初から荒廃化していたため、農地であることを認知していなかったとのことで、始末書も提出されています。
今後も現況のまま活用するとのことで、一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。
以上1件、皆さまのご審議をお願いいたします。
- 議長 | 番号8担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 27番委員 | 27番委員です。別に問題ありません。
- 議長 | 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、他に質問等はありませんか。
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号については承認することに決定します。
次に、議案第21号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 | 番号11、土地の所在地は富高、畑が1筆で1,361㎡です。既に集積済みで、耕作者変更となっています。配分期間が令和6年6月1日から令和9年11月30日までで、賃貸借権の設定、賃金は4,100円です。
番号12、土地の所在地は塩見、畑が2筆で3,100㎡です。新規の賃貸借権の設定で、期間は令和6年6月1日から10年、賃金は31,000円です。
番号13、土地の所在地は塩見、畑が1筆で507㎡です。新規の賃貸借権の設定で、期間は令和6年6月1日から20年、賃金は5,000円です。
以上3件、皆さまのご審議をお願いいたします。
- 議長 | 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませ

記 録

- 議長 にか。
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第21号については原案のとおり承認することに決定します。
ここで休憩します。
- 事務局長 議案第22号番号24は、委員案件となっております。8番鈴野浅夫委員は御退室をお願いします。
- 議長 再開します。
議案第22号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について番号24を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号24、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で3,860㎡です。期間は令和6年5月1日から10年間、対価は反当たり5,000円で、新規の賃貸借権設定です。権利設定後は飼料を作付されると伺っています。
以上1件、皆さまのご審議をお願いいたします。
- 議長 番号24担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 17番委員 17番委員です。問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問等はございませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第22号番号24については承認することに決定します。
ここで休憩します。
- 事務局長 8番鈴野浅夫委員は御入室をお願いします。
- 議長 再開します。
議案第22号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について番号17から番号23までと、番号25から番号27までを議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号17から19は関連がありますので併せて説明します。土地の所在地は東郷町下三ヶ、田が5筆で4,684㎡です。期間は令和6年5月1日から3年間で、賃貸借権の更新です。権利設定後は水稻を作付されると伺っています。
受付番号20、土地の所在地は財光寺、田が1筆で991㎡です。期間は令和6年5月1日から1年間、対価は反当たり玄米30kgで、新規での賃貸借権設定です。権利設定後は水稻を作付されると伺っています。
受付番号21から23、25から27は関連がありますので併せて説明しま

記 録

- 事務局 | す。土地の所在地は東郷町山陰、畑が11筆で20,199㎡です。期間は令和6年5月1日から10年間、新規の賃貸借権設定です。権利設定後は飼料を作付されると伺っています。
以上10件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 | 番号17、18、19担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 | 29番委員です。特に問題ありません。
- 議長 | 次に、番号20担当の26番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 26番委員 | 26番委員です。別に問題ありません。
- 議長 | 次に、番号21、22、23、25、26、27担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 17番委員 | 17番委員です。特に問題ありません。
- 議長 | 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問等はありませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第22号番号17から23までと、番号25から27までについては承認することに決定します。
次に、議案第23号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 | 受付番号7、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で36㎡です。
申請地は、雑種地と線路に囲まれ、簡単に農地に戻せるような状況ではなく、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 | 番号7担当の22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 22番委員 | 22番委員です。特に問題ありません。
- 議長 | 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はありませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号については、証明書を交付することに決定します。
以上をもちまして、議案の審議を終了します。
続きまして、報告第12号から19号までについて、事務局長から報告をお願いします。

記 録

- 事務局長 最初に、報告第12号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてです。議案書27ページから30ページまでです。
届出件数は4件、土地は畑5筆で面積は2,976㎡です。
転用目的につきましては、個人住宅等であり、既に事務局で届出を受理しております。
- 次に、報告第13号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書31ページから36ページまでです。
届出件数は9件、土地は田1筆、畑9筆で面積は4,121㎡です。
転用目的につきましては、個人住宅等であり、既に事務局で届出を受理しております。
- 次に、報告第14号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書37ページから39ページまでです。
届出件数は1件、土地は田1筆、畑7筆で面積は1,974.61㎡であります。
所有権の相続であり、既に事務局で届出を受理しております。
- 次に、報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書40ページから43ページまでです。
通知件数は3件、土地は田14筆で面積は12,768㎡であります。
賃貸借権の合意解約であり、既に事務局で通知を受理しております。
- 次に、報告第16号農地改良届についてです。議案書44ページから45ページまでです。
届出件数は2件、土地は田4筆で面積は1,585㎡であります。
軽微な農地改良であり、既に事務局で届出を受理しております。
- 次に、報告第17号取下書についてです。議案書46ページから47ページまでです。
届出件数は1件であり、既に事務局で取下書を受理しております。
- 次に、報告第18号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書48ページから49ページまでです。
令和5年10月、令和6年2月の定例総会で可決した農地法第4条申請2件について、県知事から許可が下りています。
- 最後に、報告第19号事務局職員の異動についてであります。議案書51ページのとおりです。
以上、専決処分等について御報告いたします。
- 議長 事務局長からの報告案件について、御質問、御意見等はございませんか。
特にないようですので、報告案件を終了します。
以上を持ちまして、令和6年4月日向市農業委員会定例総会を閉会します。